

1日目 16:20~16:50〔30分〕

【講義】 制度の理解

この時間は、行動障害を有する人が利用する福祉サービスと、福祉サービス利用の流れについて学びます。

障害者に係る主な制度

経済的支援

証明／各種割引

権利擁護

福祉サービス

障害年金

障害者手帳

虐待防止法
差別解消法

障害者総合
支援法

1級 ￥81,258／月

2級 ￥65,080／月

・身体障害者手帳

・療育手帳

・精神障害者保健

福祉手帳

障害福祉サービスに係る制度

平成15年

支援費制度

平成18年

障害者自立支援法

平成25年

障害者総合支援法

障害者総合支援法が規定するサービス

自立支援給付

介護給付

訓練等給付

補装具

自立支援医療

地域生活
支援事業

介護給付 〔介護を必要とする人が使うサービス〕

サービスの名称	サービスの内容	区分
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	1～
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は、重度の知的障害・精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を行う。	4～
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。	2～
行動援護	行動面で特別な見守りを必要とする人が、家の中や外出する時に、ヘルパーが付き添う。	3～
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供。	6
短期入所	障害のある人の家族が急病の時等に、一時的に施設へ入所するサービス。	1～
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。	5～
生活介護	重度の障害のある人の日中活動をお手伝いするサービス。	3～
施設入所支援	施設の中で、夜間や休日の暮らしに必要な、食事や入浴のお手伝いをするサービス。	4～

訓練等給付 [地域生活や就労するために必要な力を付ける人が使うサービス]

サービスの名称	サービスの内容
自立訓練	地域で生活するために必要なリハビリ(機能訓練)や、身の回りのことを自分でできるようにする訓練(生活訓練)を行う。
就労移行支援	一般企業で働くための力を身に付けるお手伝いをするサービス。
就労継続支援 A型:雇用型 B型:非雇用型	一般企業で働くことが難しい人が、お手伝いを受けながら働く。
グループホーム (共同生活援助)	一軒家やアパート等に、10人以下で一緒に暮らしながら生活に必要なお手伝いを受けるサービス。 本体ホームの入居者と交流を持ちながら一人暮らしができる「サテライト型」もある。

自立支援医療

〔心身の障害を除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度〕

サービスの名称	サービスの内容
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)
育成医療	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

補装具

〔日常生活を送る上で必要な移動等の確保を目的に身体機能の補完等の用具費用の一部補助を行う〕

品目

義肢
装具

座位保持装置

盲人安全つえ

義眼

眼鏡

補聴器

車椅子

電動車椅子

歩行器

歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)

重度障害者用意思伝達装置

身体障害児のみ

座位保持椅子

起立保持具

頭部保持具

排便補助具

地域生活支援事業 [都道府県や市町村が責任を持って実施するサービス]

サービスの名称	サービスの内容
相談支援	生活上の困りごとの相談、福祉サービスを使うためのアドバイスを受けることができる。
移動支援	中軽度の障害のある人が外出するときにヘルパーが付き添うサービス。
地域活動支援センター	障害のある人の日中活動の場として、地域との交流等を支援する。
日常生活用具給付等	重度障害のある人等に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。
成年後見制度利用支援	成年後見制度を利用するにあたり補助が必要な人に、費用の助成を行う。
意思疎通支援	聴覚、言語機能等の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記等を行う者を派遣する。
理解促進研修・啓発	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業の実施。
自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援。
その他	福祉ホーム、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等。

障害福祉サービスに係る制度

平成15年

支援費制度

平成18年

障害者自立支援法

平成25年

障害者総合支援法

障害者総合支援法が規定するサービス

自立支援給付

介護給付

訓練等給付

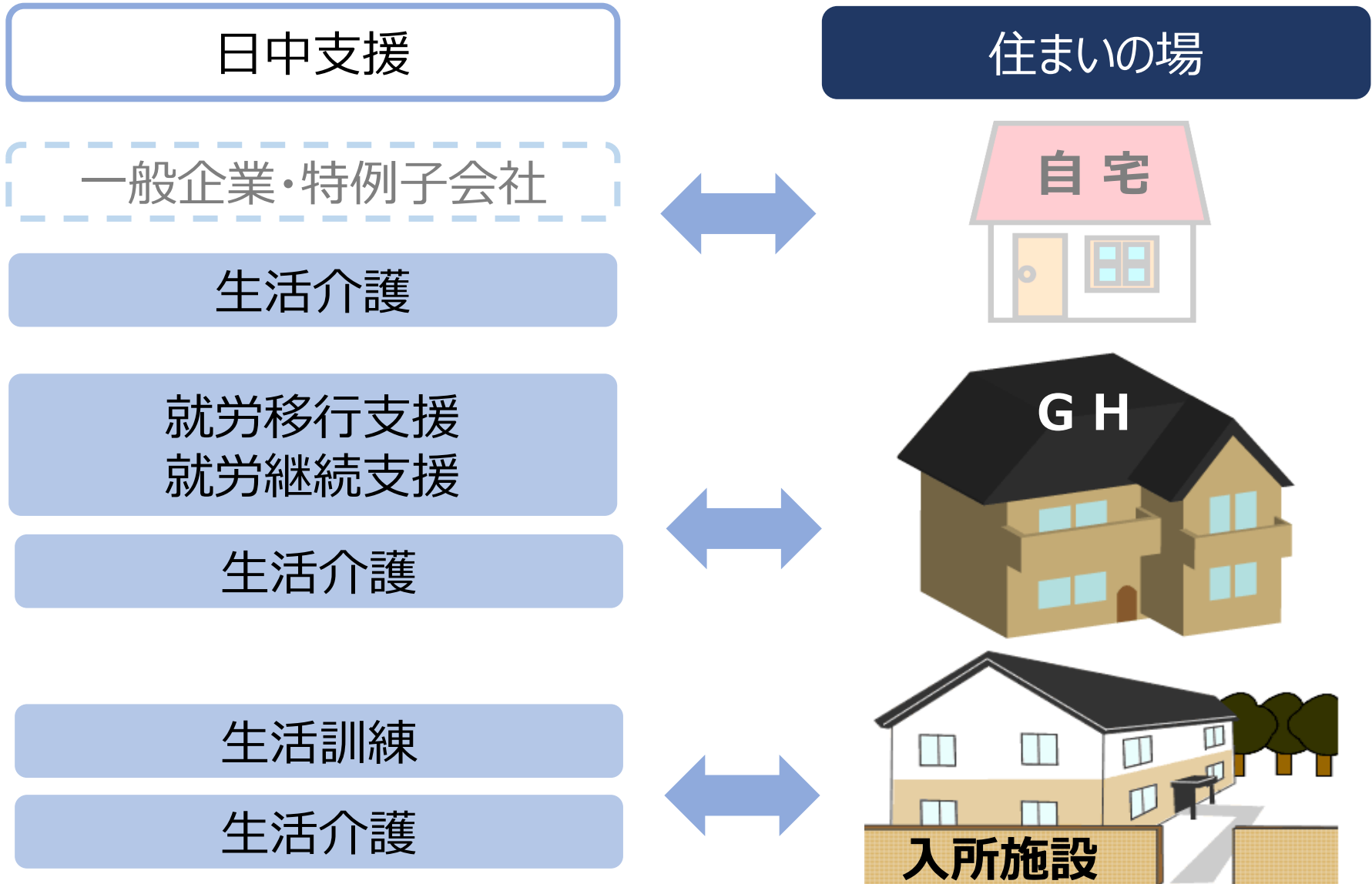
補装具

自立支援医療

地域生活
支援事業

	自立支援(個別)給付	地域生活支援事業
性格	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施
費用の流れ	利用者本人に対する給付 (事業者が給付費を代理受領)	自治体の実施
利用者	障害支援区分認定、支給決定要	実施主体の裁量
利用料	応能負担	実施主体の裁量
事業実施にあたっての基準	人員、設備及び運営に関する基準等あり	実施主体の裁量 (一部運営基準有り)
財源	負担金 負担割合 国1/2 都道府県・市町村1/4	補助金(一部交付税措置有り) 補助割合 都道府県事業:国1/2以内 市町村事業 :国1/2以内 都道府県1/4以内

障害者総合支援法のサービス形態



行動障害を有する人が利用する主な福祉サービス

日中の場

移動

住まいの場

生活介護
自立訓練

行動援護
移動支援

施設入所支援
グループホーム

自宅等での介護

居宅介護
重度訪問介護

自宅

福祉サービス利用までの流れ

登場人物の紹介



ななさん

年齢	28歳
性別	女性
療育手帳	A
障害の診断名	自閉症



お父さん



お母さん



お姉さん



相談支援専門員



サービス提供事業者





ななさんとお母さんの一日

ちょっと
辛いわ



午前



午後



散歩

スー
パー

コー
ヒー
屋





Q どんな福祉サービスがあるのかしら？

Q 福祉サービスを使うにはどうしたらよいかしら？



Q ななを受入れてくれる所はあるのかしら？



相談支援事業所



福祉サービス利用の流れ

1. 相談・申請

相談支援事業所／役所の窓口へ

2. 障害支援区分の認定調査

認定調査員が実施

一次判定

※コンピューター判定

- ・認定調査項目
(80項目)
- ・医師意見書
(24項目)

二次判定

※市町村審査会

- ・特記事項
- ・医師意見書
(24項目)

判定



福祉サービス利用の流れ

1. 相談・申請

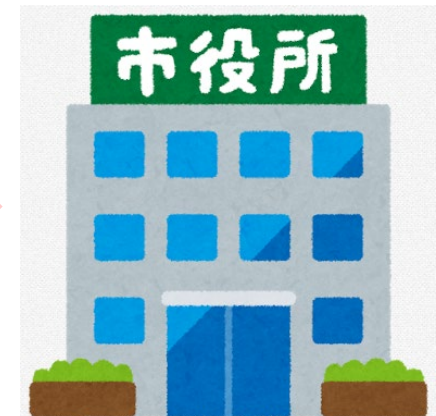
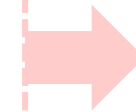
相談支援事業所／役所の窓口へ

2. 障害支援区分の認定調査

認定調査員が実施

3. サービス等利用計画案作成

相談支援専門員が作成
市町村へ提出





福祉サービス利用の流れ

1. 相談・申請

相談支援事業所／役所の窓口へ

2. 障害支援区分の認定調査

認定調査員が実施

3. サービス等利用計画案提出

相談支援専門員が作成
市町村へ提出

4. 受給者証の交付

使えるサービス・量(時間)が記載



受給者証とはこんな感じのものです

障害福祉サービス受給者証

受給者番号	0	0	0	0	0	0	●	●	●	●
支給決定障害者等	居住地									
	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	昭和	年	月	日	性別				
児童	フリガナ									
	氏名									
	生年月日									
障害種別										
交付年月日										
支給市町村名及び印										

介護給付費の支給決定内容

障害支援区分	区分6
認定有効期間	平成27年10月1日から平成30年5月31日
サービス種別	生活介護
支給量等	生活介護 当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給決定期間	平成27年10月1日から平成30年5月31日
サービス種別	行動援護
支給量等	月35時間
支給決定期間	平成27年10月1日から平成30年5月31日
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	



福祉サービス利用の流れ

1. 相談・受付

役所の窓口／相談支援事業所へ行く

2. 障害支援区分の認定調査

認定調査員が実施

3. サービス等利用計画案提出

相談支援専門員が作成
市町村へ提出

4. 受給者証の交付

使えるサービス・量(時間)が記載

5. サービス等利用計画提出

主に相談支援事業所とサービス提供
事業所が調整、市町村へ提出





福祉サービス利用の流れ

1. 相談・申請

相談支援事業所／役所の窓口へ

2. 障害支援区分の認定調査

認定調査員が実施

3. サービス等利用計画案提出

相談支援専門員が作成
市町村へ提出

4. 受給者証の交付

使えるサービス・量(時間)が決定

5. サービス等利用計画提出

主に相談支援事業所とサービス提供
事業所が調整、市町村へ提出

6. 利用契約・利用開始

受給者証を事業所に提示
契約後、サービス利用開始



だいたい流れは理解してもらえたでしょうか



そうですね・・・だいたいなんとなく・・・



これからですが・・・サービスを利用する方向で話を進めても大丈夫ですか？



はい。お願いします。



私は今後、ななさんやお母さんのご希望があれば、サービス等利用計画作成や認定調査の段取り等で、お手伝いすることができますが、いかがいたしますか？



お願いできますか。

サービス等利用計画案作成

意向



これまで通り、コーヒー屋さんに毎日行きたい



これまでの生活リズムを維持したい
安定して通ってもらえる日中の場を確保したい

あとはいろいろお話をうかがいながら考えたい

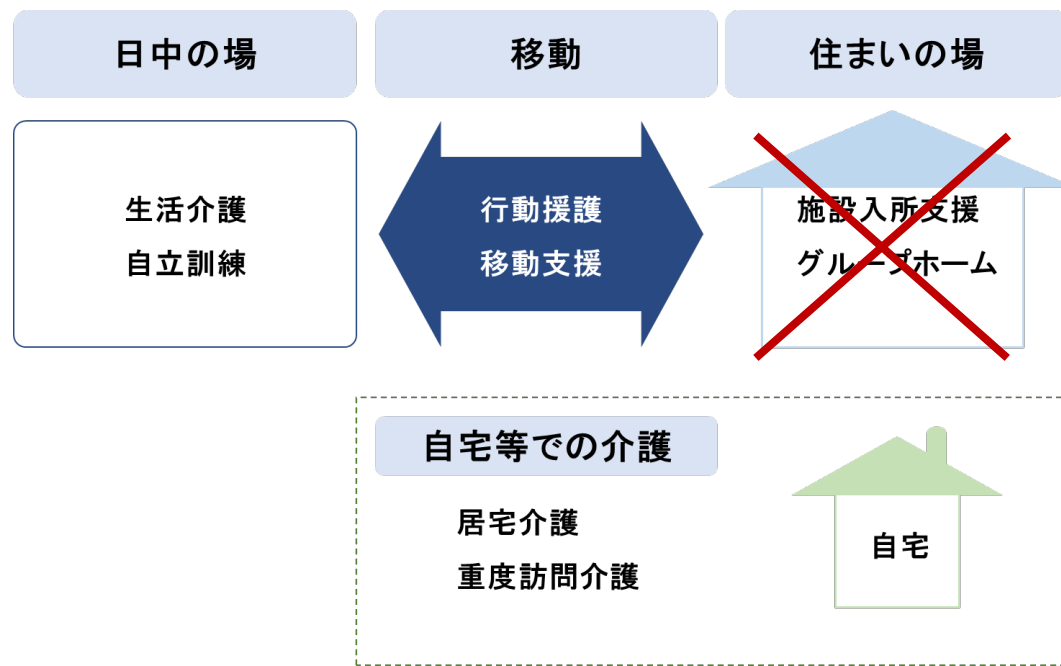
サービス等利用計画案作成 — 「住まいの場」 について —



住まいの場のサービスとしては、「施設入所支援」「GH」「短期入所」がありますよ



初めてサービスを利用するのであまり急激な変化は・・・
まずは自宅での生活を継続しつつと思っています



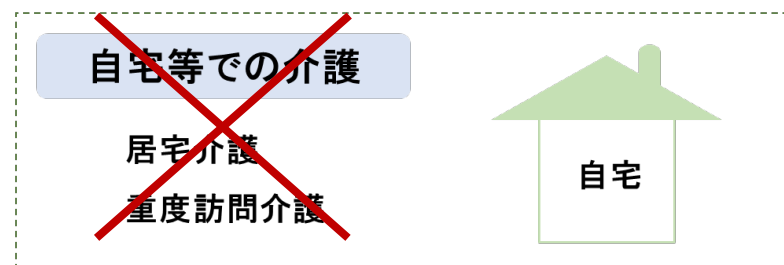
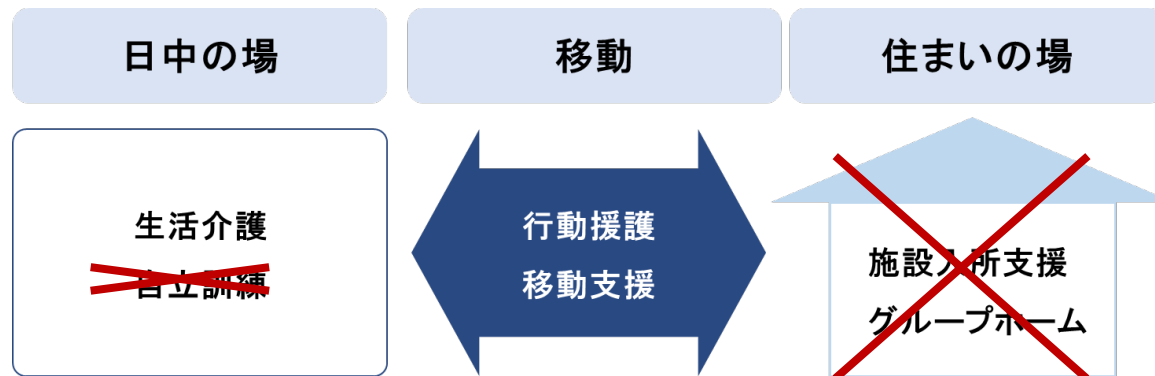
サービス等利用計画案作成 — 「日中の場」 について —



日中の場のサービスとしては、「生活介護」「自立訓練」
がありますよ



訓練とかではなく、まずは安定して家の外で家族以外の
人と過ごせるようになって欲しい



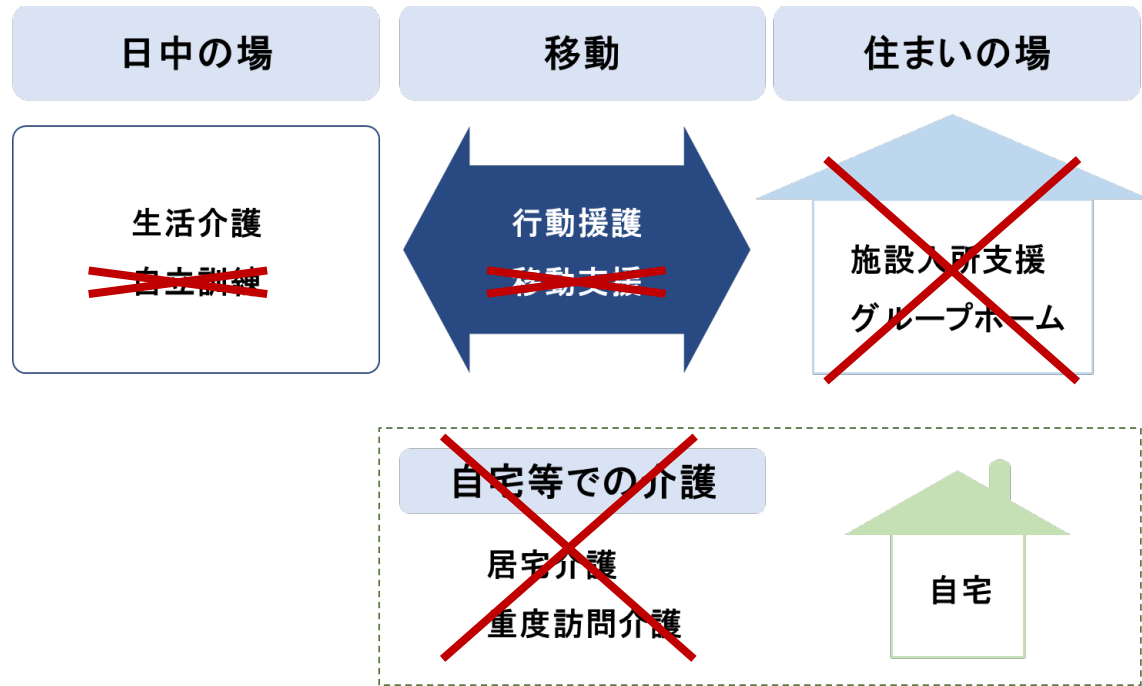
サービス等利用計画案作成 — 「移動サービス」 について —



コーヒー屋さんへ行く為の支援としては、「行動援護」や「移動支援」がありますよ
ななさんには行動援護の方が向いているかもしれません



そういうことであればそれで・・・





サービス等利用計画案作成 一週間計画表

	月	火	水	木	金	土	日・祝
6:00							
	起床	起床	起床	起床	起床		
8:00	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	起床	起床
	事業所の迎え	事業所の迎え	事業所の迎え	事業所の迎え	事業所の迎え	朝食	朝食
10:00							
12:00	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護	昼食	昼食
14:00							
16:00	事業所の送り	事業所の送り	事業所の送り	事業所の送り	事業所の送り		
18:00	行動援護	行動援護	行動援護	行動援護	行動援護		
	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食
20:00							
22:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝

福祉サービス利用の流れ

1. 相談・申請

相談支援事業所／役所の窓口へ

2. 障害支援区分の認定調査

認定調査員が実施

3. サービス等利用計画案提出

相談支援専門員が作成
市町村へ提出

4. 受給者証の交付

使えるサービス・量(時間)が決定

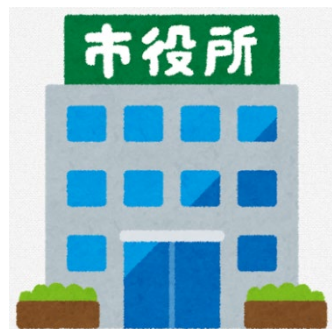
5. サービス等利用計画提出

主に相談支援事業所とサービス提供
事業所が調整、市町村へ提出

6. 利用契約・利用開始

受給者証を事業所に提示
契約後、サービス利用開始

サービス等利用計画案作成後の流れ



受給者証届く



事業所と契約



利用開始

福祉サービスを利用した後は・・・

6. 利用契約

受給者証の提示
契約後、サービス利用開始

7. 利用料の支払い

原則1割負担
※住民税0円の場合、負担も0円



残りのお金は
誰が事業所に
払うの？

答え

法律に則った責務と適切な事務処理を！

事業所

・実績報告
・報酬請求

市町村

報酬の支払い

行動障害を有する人の支援体制等に係る加算等

居宅介護、行動援護	特定事業所加算(Ⅳ)
重度訪問介護	行動障害支援連携加算(仮称)
行動援護	行動障害支援指導連携加算(仮称)
	支援計画シート等が未作成の場合の減算
施設入所支援	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した体制を整えた場合(体制加算)
	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算)
	強度行動障害児特別支援加算費
短期入所・GH・自立訓練	重度障害者支援加算の算定要件の見直し(介護サービス包括型)
	重度障害者支援加算の見直し